

解体工事にあたって チェックは済ませましたか？

建築物等の解体工事を行う場合、また、解体工事に伴い発生する廃棄物の処理には、様々な法律や条例に基づく規制があります。

必須となる届出や各種規制の概要と、特に注意が必要な項目をまとめましたので、参考にしていただき、適正な解体工事を行ってください。

なお、各項目の詳細については、巻末の各自治体へお問い合わせいただくか、下記のホームページを参照してください。

HP：<http://www.pref.osaka.lg.jp/kankyohozen/kaitai-chek/index.html>

チェック項目

- 石綿（アスベスト）飛散防止
- 産業廃棄物の適正処理・リサイクル
- 騒音・振動対策
- 排ガス基準適合車の使用
- 排水（水質汚濁）
- 土壌汚染対策
- PCB廃棄物の保管及び処分
- フロンの回収

石綿（アスベスト）飛散防止

■ 特定粉じん排出等作業の実施の届出はもう済ませましたか？

建築物・工作物の解体等の工事の事前調査において、石綿（アスベスト）が「使用あり」又は「みなし」の場合は、工事の発注者又は自主施工者は作業開始の14日前までに届出が必要です。※1 ※2

■ 石綿（アスベスト）を使用した建築物・工作物の解体等の作業を行う場合に適用される法令は？

適用される法令は、大気汚染防止法、大阪府生活環境の保全等に関する条例、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、労働安全衛生法（石綿障害予防規則）です。建築物・工作物の解体等の作業で石綿の排出等作業を実施する場合に、それぞれの法令の規定が適用されます。

■ 規制基準を守りましょう！

事前調査の結果が石綿（アスベスト）の「使用あり」又は「みなし」の建築物・工作物の解体等の作業には、「作業基準」「工事施工境界基準」が定められています。

これらの基準に適合しない作業については、改善命令を受けることがあります。

■ 大気汚染防止法、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく必要な手続きは？

チェック

- 建築物・工作物の解体、改造、補修工事を行う場合は、事前調査が必要です。
- 事前調査の結果は、石綿の使用の有無に関わらず全ての工事期間中に掲示が必要です。
- 一定規模以上の解体等工事*の事前調査の結果は、石綿の使用の有無に関わらず報告が必要です。

*一定規模以上の解体等工事

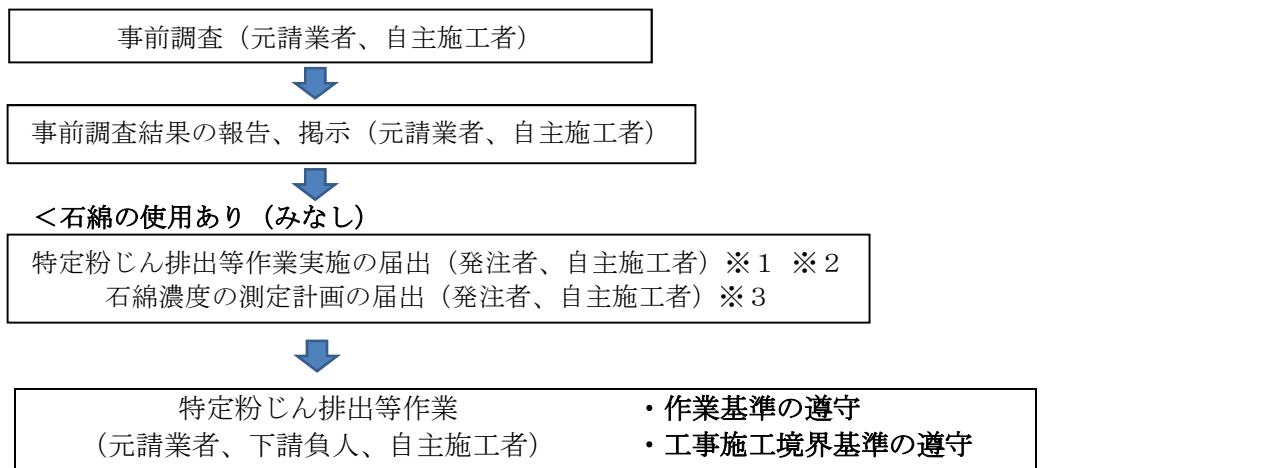
- ・建築物を解体する作業を伴う工事であって、当該作業の対象となる床面積の合計が80m²以上であるもの
- ・建築物を改造、補修する作業を伴う工事であって、当該作業の請負代金の合計が100万円以上であるもの
- ・工作物（特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定めるものに限る。）を解体、改造、補修する作業を伴う工事であって、当該作業の請負代金の合計が100万円以上であるもの

〔事前調査の結果〕

- 〈石綿（アスベスト）の使用なし〉 ⇒ 通常の工事を行って差し支えありません。
- 〈石綿（アスベスト）の使用あり又はみなし〉 ⇒ 以下の項目に注意してください。

チェック

- 「吹付け石綿」「石綿を含有する断熱材・保温材・耐火被覆材」の場合は、発注者等は全て作業開始の14日前までに大気汚染防止法の「特定粉じん排出等作業の実施」の届出が必要です。
- 上記作業で石綿の使用面積が50m²以上の場合、発注者等は大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、作業開始の14日前までに石綿濃度の測定計画の届出が必要です。
- 「石綿含有仕上塗材」「石綿含有成形板等」の場合は、使用面積がそれぞれ1,000m²以上の場合、発注者等は作業開始の14日前までに大阪府生活環境の保全等に関する条例の「特定粉じん排出等作業の実施」の届出が必要です。



- ※1 「吹付け石綿」「石綿を含有する断熱材・保温材・耐火被覆材」— 大気汚染防止法に基づく届出
 - ※2 「石綿含有仕上塗材」「石綿含有成形板等」の使用面積が1,000m²以上
 - ※3 ※1の使用面積が50m²以上
- } 条例に基づく届出

産業廃棄物の適正処理・リサイクル

■ 建設工事に伴い生ずる産業廃棄物の処理責任は元請業者にあります！

元請業者が責任を果たしていなければ、罰則が適用される場合があります。

チェック

- 建設工事から生ずる産業廃棄物は、元請業者が自らの産業廃棄物として処理するか、その処理（運搬・処分）を産業廃棄物処理業の許可業者に委託すること
- 下請負人が処理を行う場合は、産業廃棄物処理業の許可を有していること
(ただし、廃棄物処理法第21条の3第3項の環境省令(省令第18条の2)で定める廃棄物を除く)

■ 産業廃棄物保管基準を守りましょう！

元請業者は、産業廃棄物が運搬されるまでの間、保管基準に従って適正に保管しなければなりません。解体工事現場の中で保管するときも例外ではありません。

チェック

- 周囲に囲いが設けられていること
- 見やすい箇所に要件(廃棄物処理法施行規則第8条第1号ロ)を備えた掲示板が設けられていること
- 産業廃棄物の飛散、流出、地下浸透、悪臭発散防止のための措置が講じられていること
- アスベスト廃棄物は、その他の廃棄物と混合するおそれのないように仕切りを設ける等の措置をとり、覆いを設けること、梱包すること等飛散防止のための措置をとること
- 水銀使用製品産業廃棄物は、破碎することのないような方法により、その他の廃棄物と混合するおそれのないように仕切りを設ける等の措置をとること(平成29年10月1日施行)

■ 産業廃棄物の処理は適正に委託しましょう！

産業廃棄物の処理を他人に委託する場合は、産業廃棄物処理業の許可業者等に委託しなければなりません。また、委託基準に従って適正に委託しなければなりません。

チェック

- 収集運搬業者が積む場所と降ろす場所を所管する都道府県等の許可を有していること(許可の有無、品目)
- 処分業者が施設のある場所を所管する都道府県等の許可を有していること(許可の有無、品目)
- 元請業者が「収集運搬業者」、「処分業者」それぞれと書面による契約を結ぶこと
- 委託契約書には法に定める事項が記載されていること

■ マニフェスト(産業廃棄物管理票)を交付しましたか？

元請業者は、産業廃棄物の処理を他人に委託する場合は、産業廃棄物の引渡しと同時に、法に定める事項を記載したマニフェストを産業廃棄物の種類ごと、運搬先ごとに交付しなければなりません。

チェック

- 元請業者がマニフェストを交付すること(下請業者は交付できません)
- 産業廃棄物の種類ごと、運搬先ごとにマニフェストを交付すること

■ 特定建設資材廃棄物は再資源化(リサイクル)が義務付けられています！

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)では、一定規模以上の解体工事又は新築工事等(対象建設工事)を施工するときは、特定建設資材廃棄物(コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材)を分別し、再資源化をすることが義務付けられています。

また、発注者又は自主施工者は対象建設工事に着手する日の7日前までに大阪府知事(建築主事を置く市町村にあっては当該市町村長)に届出をしなければなりません。

チェック

- 特定建設資材廃棄物(コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材)は再資源化すること
- 特定建設資材廃棄物の再資源化を委託するときは、産業廃棄物処分業の許可を有する再生処理業者に直接委託すること
※大阪府域の再生処理業者名簿は、大阪府ホームページでご確認ください。

■ アスベスト廃棄物の適正処理を徹底してください！

解体工事に際しては、アスベスト廃棄物が他の廃棄物に付着・混入することがないように、分別解体を徹底することが必要です。アスベスト廃棄物が発生した場合は、他の廃棄物と混合するおそれがないように区別して保管し、適正処理をしてください。

チェック

- 飛散性のアスベスト廃棄物（廃石綿等）は、湿潤化させる等の措置を講じた後こん包する等、飛散の防止のため必要な措置を講じること
- 非飛散性のアスベスト廃棄物（石綿含有産業廃棄物）は、荷重により変形又は破断しないよう整然と積み重ねるとともに、飛散しないようシート掛け、袋詰め等の措置を講じること。また、破碎・切断しないこと（運搬車両に比べ廃棄物が大きい等によりやむを得ず破碎・切断が必要な場合であって、散水等により十分に湿潤化した上で行う積み込みに必要な最小限度の破碎・切断は除く）

■ 解体工事現場外で産業廃棄物を保管しようとするときは届出が必要です！

元請業者が産業廃棄物を解体工事現場の外において自ら保管を行う場合には、産業廃棄物処理業の許可は不要です。ただし、廃棄物処理法又は大阪府循環型社会形成推進条例に基づく届出が必要な場合があります。

保管場所の面積等	法に基づく届出	条例に基づく届出
保管の用に供される場所の面積が 300 m ² 以上	必要	必要
保管を行う事業場の敷地等の面積が 300 m ² 以上*であり、 保管の用に供される場所の面積が 300 m ² 未満	—	必要
保管を行う敷地等の面積が 300 m ² 未満*	—	—

※ 大阪市の場合、保管を行う敷地等の面積が 200 m²以上が届出対象となります。

騒音・振動対策

■ 特定建設作業の届出はもう済ませましたか？

特定建設作業を伴う建設工事の元請業者は、市町村への事前届出（作業開始の7日前まで）が義務付けられています。

■ 施工計画に特定建設作業が含まれていませんか？

騒音規制法、振動規制法、大阪府生活環境の保全等に関する条例で、特定建設作業の種類を定めています。

騒音に係る特定建設作業（騒音規制法、大阪府生活環境の保全等に関する条例）

特定建設作業の種類	届出	
	法の規制地域	条例の追加規制地域
1 くい打機、くい抜機、くい打くい抜機 （もんけん（人力）、圧入式くい打機、くい抜機をアースオーガーと併用する作業を除く）	法の届出	条例の届出
2 びょう打機		
3 さく岩機（1日に50mを超えて移動する作業を除く）		
4 空気圧縮機（定格出力が15kW以上のもの（電動式、さく岩機の動力としての使用を除く））		
5 コンクリートプラント（混練容量が0.45 m ³ 以上のもの（モルタル製造用を除く）） アスファルトプラント（混練重量が200kg以上のもの）		
6 バックホウ（原動機の定格出力が80kW以上のもの）		
7 トラクターショベル（原動機の定格出力が70kW以上のもの）		
8 ブルドーザー（原動機の定格出力が40kW以上のもの）		
9 6、7、8以外のショベル系掘削機械（アタッチメントをスケルトンバケットに換装したものを含み、原動機の定格出力が20kWを超えるものに限る。）、トラクターショベル、ブルドーザー	条例の届出	条例の届出
10 コンクリートカッター（1日に50mを超えて移動する作業を除く）		
11 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業		

振動に係る特定建設作業（振動規制法、大阪府生活環境の保全等に関する条例）

特定建設作業の種類	届出	
	法の規制地域	条例の追加規制地域
1 くい打機、くい抜機、くい打くい抜機 （もんけん（人力）、圧入式くい打機、油圧式くい抜機、圧入式くい打くい抜機を除く）	法の届出	条例の届出
2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業		
3 舗装版破碎機（1日に50mを超えて移動する作業を除く）		
4 ブレーカー（手持式を除く。また、1日に50mを超えて移動する作業を除く）		
5 ブルドーザー、トラクターショベル、ショベル系掘削機械（原動機の定格出力が20kWを超えるもの）	条例の届出	条例の届出

備考（騒音・振動共通）

○作業を開始した日に終わる作業はいずれも適用除外

○法の規制地域：住居系・商業系の各地域、準工業地域、工業地域、用途地域の指定のない地域（市街化調整区域等）

○条例の追加規制地域：工業専用地域の一部、海面・地先等

■ 規制基準を守りましょう！

特定建設作業は、騒音・振動の大きさや作業時間等の基準が定められています。基準に適合せずに周辺の生活環境を損ねた場合、改善勧告・命令を受けることがあります。

規制基準（騒音規制法、振動規制法、大阪府生活環境の保全等に関する条例）

	第1号区域 住居・商業系の各地域、工業地域（学校等の周辺）・市街化調整区域	第2号区域 工業地域（第1号区域を除く）、工業専用地域の一部など
1 基準値（敷地境界線）	騒音 85 デシベル	振動 75 デシベル
2 作業可能時刻	7:00～19:00	6:00～22:00
3 最大作業時間	10 時間／日	14 時間／日
4 最大作業期間	連続 6 日間	連続 6 日間
5 作業日	日曜日その他の休日でないこと	日曜日その他の休日でないこと

■ 騒音・振動の防止に積極的に取り組みましょう！

工事の施工の各段階で騒音・振動の発生をできる限り防止しましょう。

チェック

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 低騒音・低振動の施工法の選択 | <input type="checkbox"/> 低騒音型・低振動型建設機械の選択 |
| <input type="checkbox"/> 作業時間帯・作業工程の設定 | <input type="checkbox"/> 建設機械・動力源の配置 |
| <input type="checkbox"/> 遮音施設（防音シート・パネル）の設置 | <input type="checkbox"/> 建設機械の点検・整備 |
| <input type="checkbox"/> 作業待ち時のエンジンの停止 | <input type="checkbox"/> 地域住民への事前説明 |



低騒音型の建設機械を示すステッカー

排ガス基準適合車の使用

■ 排出ガス基準の適合車を使用しましょう！

自動車の使用にあたっては、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NOx・PM 法）に基づく車種規制の適合車を使用してください。

自動車 NOx・PM 法に基づく車種規制の内容

対策地域（府内 37 市町）	対象自動車	
<p>対策地域</p> <p>能勢町 豊能町 太子町 河南町 千早赤阪村 を除く</p>		1、4 ナンバーのトラック、バン （一部、6 ナンバーを含む）
		2 ナンバーのバス、マイクロバス （一部、5、7 ナンバーを含む）
		8 ナンバーの特種自動車（コンクリートミキサー車、ポンプ車等） （人の運送の用に供する乗車定員 11 人未満（救急車等）のものを除く）

※車検証の「備考」欄で、適合車等であることを確認してください。
 ※緑ナンバー、白ナンバー、ディーゼル車、ガソリン車も規制対象です。
 ※軽自動車、二輪自動車、乗用自動車(3、5、7ナンバー)及び特殊自動車(0、9ナンバー)は規制対象外です。

【特定特殊自動車（オフロード車）の排ガス規制】

■ オフロード車を使用する場合はオフロード法の排ガス基準適合車を使用しましょう！

公道を走行しない特殊な構造の作業車（油圧ショベル、ブルドーザー、フォークリフト等）を使用する場合は、基準適合表示等が付されたオフロード車を使用しなければなりません。また、排ガス性能維持のために、定期的な点検整備やメーカー指定の燃料の使用をお願いします。



排ガス基準適合を示すステッカー

排水（水質汚濁）

■ 解体工事に伴う汚水による水質汚濁の防止に積極的に取り組みましょう！

解体工事では、粉じんの飛散防止のための散水や工事車両の洗浄等により、濁水やアルカリ水が発生します。この汚水をそのまま河川等に放流すると、近隣の生活環境に支障が生じる場合があるため、以下の点に注意して水質汚濁の防止を図ってください。

チェック

- 汚水の発生を最小限にする工法・作業の選択
- 発生した汚水の性状の把握
- 濃度や量からそのまま河川等に放流すると生活環境に支障が生じる恐れがある場合の沈殿槽や中和設備の設置等の必要な措置
- 汚水の取扱いについての作業員への周知の徹底

(注) 汚水を下水道に放流する場合、市町村によっては排除基準を定めたり、事前届出を義務付けているところもありますので、あらかじめ市町村の下水道部局にお問い合わせください。

土壌汚染対策

■ 工事を行う土地について、土壌汚染に関する手続きを行っていますか？

土壌汚染対策法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例では、土壌汚染による人の健康被害を防止するために、土壌汚染の調査や対策について定めています。対象物質は、重金属類、揮発性有機化合物、PCB、農薬などの26種類の有害物質、及びダイオキシン類です。(平成29年4月1日から対象物質にクロロエチレンが追加されています。)

以下の項目に一つでも当てはまる場合は、法及び条例に基づく手続きが必要となる場合があります。

チェック

- 3,000㎡以上の土地の形質変更を予定している ⇒①へ
- 有害物質を取り扱う工場・事業場等を解体する予定である ⇒②へ
- 法及び条例に基づく区域指定等を受けた土地である ⇒③へ

① 地の形質変更を行う面積が3,000㎡を超えている場合（注1）

形質変更の実施者（工事の場合は一般的には発注者）は、工事着手の30日以上前に、法に基づく形質変更届出、及び条例に基づく土地利用履歴等調査結果報告を提出する必要があります。届出された土地に土壌汚染のおそれがある場合（注2）には、土地所有者等に土壌汚染状況調査の実施が命ぜられます。（注3）

（注1）最大掘削深度50cm未満の場合は対象外です。舗装の施工又は撤去の工事も形質変更となります。

（注2）土地利用履歴調査や行政届出等により過去に有害物質を使用等していたことが判明している場合、自主調査等で土壌汚染があることが判明している場合等が該当します。

（注3）形質変更届出に併せて、土壌汚染状況調査の結果を提出することができます。この場合、土地利用履歴等結果報告は、ダイオキシン類に限って必要となります。

②有害物質を取り扱う工場・事業場等の解体を行う場合

次のいずれかの施設の使用を廃止した場合、土地の所有者等は土壌汚染状況調査を行う必要があります。

チェック

- 有害物質を使用している水質汚濁防止法に定める特定施設（下水道法による届出対象施設を含む）
- 有害物質を使用している条例（水質関係）に定める届出施設
- ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設（下水道法による届出対象施設を含む）

また、使用を廃止した場合と同様、上記のいずれかの施設を設置する工場・事業場の敷地の一部において土地の形質変更を行う場合も、条例に基づき、土地の所有者等は土壌汚染状況調査を行う必要があります。

ただし、当該土地が、住民等の立入が制限されている工場・事業場の敷地として利用される場合は、調査義務が適用猶予されます。この猶予の対象の土地は土壌汚染のおそれがあるため、工事を行う際は所管行政に相談の上、汚染土壌による環境影響が生じないよう適切な処置を行ってください。

③土壌汚染対策法及び条例に基づく区域指定等を受けた土地である場合

※区域指定の対象地は、大阪府ホームページでご確認ください。

形質変更時要届出区域又は要届出管理区域の土地で形質変更を行う場合は、土地の所有者等は着工の14日前までに届出を行い、有害物質の拡散防止等の対策が必要です。また、要措置区域又は要措置管理区域の土地の形質変更は、原則として禁止されています。

指定区域内の土壌を区域外へ搬出する場合は、土地の所有者等は搬出の14日前までに届出を行い、汚染土壌処理業者への処理委託、汚染土壌管理票（マニフェスト）の交付、運搬に伴う汚染土壌の飛散防止等の対策が必要です。

PCB廃棄物の保管及び処分

- **キュービクル等の解体撤去時は、電気機器等にPCBが含有されていないか確認してください！！**
変圧器、コンデンサー、蛍光灯安定器等にPCBが含有されている場合、解体業者が引き取って保管、処分することは、法律で禁止されています（譲受・譲渡の禁止）。PCB廃棄物は建物所有者に引き渡して下さい。
また、絶縁油中のPCB含有が不明の電気機器等については、分析等によりPCB廃棄物でないことが判明するまでは建物所有者が適正に保管する責任がありますのでご注意ください。
- **PCB廃棄物は処分期間内の処分が義務付けられています**
低濃度PCB廃棄物は令和9年3月末までの処分が建物所有者に対して義務付けられています。**高濃度PCB廃棄物**の処分期間は令和3年3月末で終了しました。万一発見された場合には、至急所管行政へご連絡ください。
- **PCBが使用されている可能性がある電気機器等について**
かつて、PCBを絶縁油として使用した変圧器、コンデンサー、業務用の照明用安定器等が製造・使用されていました。また、絶縁油にPCBを使用していないとされる製品であっても、特定の年度以前に製造された変圧器等の電気機器やOFケーブル（地中送電線）に微量のPCBが非意図的に混入していた事例が報告されています。

PCB混入の可能性があるもの（下記に該当する機器は、必ずPCB含有の有無を確認してください！！）

製造年	機器等の種類	分類
1954年～ 1972年	変圧器、コンデンサー 安定器（1977年3月以前に建築・改修された建物に使用されたもの）	高濃度PCB （意図的にPCBを使用しているもの）
1972年～ 1990年	変圧器、コンデンサー、OFケーブルの絶縁油	低濃度PCB （非意図的にPCBが混入したもの）
—	絶縁油を交換、補充したトランス	低濃度PCB

※ PCBが使用・混入している場合、これらは特別管理産業廃棄物の「PCB廃棄物」として、所有者が適正に保管・処分しなければなりません。

PCBが含まれているか確認する方法

- ① 機器の銘板に記載されている製造者名、表示記号等を読み取り、PCBを使用した製品であるかどうかを製造者のホームページで確認するか、又は製造者に直接お問い合わせください。
- ② 製造者に照会し、混入の可能性が否定できない場合には、所有者は処分する前に機器等1台ごとに絶縁油中のPCB含有量を分析する必要があります。
- ③ 分析の結果、PCB含有量が0.5mg/kg以下である場合には、その機器等はPCB廃棄物に該当しないものとして取り扱うことができます。
なお、確認の結果、PCBの含有が判明した場合は所管行政への届出が必要です（届出者は建物所有者）。

フロンの回収

フロン使用機器の有無に関する事前確認を実施しましたか？

フロン排出抑制法に基づき、解体工事元請業者は、解体する建物内にフロンを使用している業務用のエアコンや冷凍冷蔵機器が存在するかを事前に確認し、その結果を書面（「事前確認書」といいます。）で工事発注者に説明する必要があります。また、その書面の写しを3年間保存する必要があります。

工事発注者からフロンの回収を依頼されている場合は？

業務用のエアコンや冷凍冷蔵機器からフロンを回収できるのは、大阪府知事の登録を受けた第一種フロン類充填回収業者だけです。解体工事と併せてフロン回収を依頼されている場合は、この充填回収業者にフロンを引き渡すとともに、工事発注者から交付される「委託確認書」に必要事項を記載・回付し、その写しと充填回収業者から交付される「引取証明書の写し」を3年間保存する必要があります（工事発注者には「引取証明書」が送付されます）。

十分な確認を行わずに解体作業に着手し、残存しているフロンを大気中に放出させることのないよう留意してください。なお、家庭用のエアコンや冷蔵庫は家電リサイクル法に基づいて適正に回収してください。

■ 廃棄物・リサイクル業者に廃棄機器を引渡すときは？

廃棄物・リサイクル業者に、廃棄機器とともに「引取証明書の写し」を交付する必要があります。
(引取証明書によりフロンが回収済みであることを証明できない機器は引取ってもらえません)

環境規制関係権限一覧表

市町村名	電話番号 (代表)	石綿 (大 気)	産廃	騒音 振動	自動車 排ガス	排水	土壌 汚染	PCB	フロン
大阪市	06-6208-8181	○	○	○		○	○	○	
堺市	072-233-1101	○	○	○		○	○	○	
豊中市	06-6858-2525	○	○	○		○	○	○	
池田市	072-752-1111	○		○		○	○		
箕面市	072-723-2121	○※1		○		○※1	○※1		
豊能町	072-739-0001	○※1		○		○※1	○※1		
能勢町	072-734-0001	○※1		○		○※1	○※1		
吹田市	06-6384-1231	○	○	○		○	○	○	
茨木市	072-622-8121	○		○		○	○		
摂津市	06-6383-1111			○					
高槻市	072-674-7111	○	○	○		○	○	○	
島本町	075-961-5151			○					
守口市	06-6992-1221			○		○			
門真市	06-6902-1231			○					
寝屋川市	072-824-1181		○	○		○	○	○	
枚方市	072-841-1221	○	○	○		○	○	○	
交野市	072-892-0121			○					
四條畷市	072-877-2121			○					
大東市	072-872-2181			○					
東大阪市	06-4309-3000	○	○	○		○	○	○	
八尾市	072-991-3881	○	○	○		○	○	○	
柏原市	072-972-1501			○					
松原市	072-334-1550	○		○		○	○		
藤井寺市	072-939-1111			○					
羽曳野市	072-958-1111			○					
大阪狭山市	072-366-0011	○		○		○	○		
富田林市	0721-25-1000	○		○		○	○		
河内長野市	0721-53-1111	○		○		○	○		
太子町	0721-98-0300	○		○		○	○		
河南町	0721-93-2500	○		○		○	○		
千早赤阪村	0721-72-0081	○		○		○	○		
高石市	072-265-1001			○					
泉大津市	0725-33-1131	○		○		○	○		
忠岡町	0725-22-1122	○※2		○		○※2	○※2		
和泉市	0725-41-1551			○		○	○		
岸和田市	072-423-2121	○		○		○	○		
貝塚市	072-423-2151	○		○		○	○		
熊取町	072-452-1001			○			○		
泉佐野市	072-463-1212			○		○	○		
田尻町	072-466-1000			○					
泉南市	072-483-0001			○					
阪南市	072-471-5678	○		○		○	○		
岬町	072-492-2001			○					

※○のない市町村は大阪府に環境規制権限があります。

※1の箕面市、豊能町、能勢町については池田市に、※2の忠岡町については泉大津市に環境規制権限がありますが、まずは各市町にお問い合わせください。

環境規制関係大阪府連絡先

各担当グループの電話番号へおかけください。

環境管理室			石綿 (大気)	産廃	騒音 振動	自動車 排ガス	排水	土壌 汚染	PCB	フロン
環境保全課	環境計画グループ	06-6210-9587				○				
事業所指導課	騒音振動グループ	06-6210-9588			○					
	大気指導グループ	06-6210-9581	○							
	水質指導グループ	06-6210-9585					○			
	化学物質対策グループ	06-6210-9579						○		
循環型社会推進室										
産業廃棄物指導課	排出者指導グループ (適正処理・リサイクル) (PCB廃棄物) (フロン回収)	06-6210-9570 06-6210-9583		○※					○	○

※建設リサイクル法に基づく届出及び分別解体に関するお問い合わせは建築指導室審査指導課開発許可グループへ(06-6941-0351(代表)へおかけいただき、「内線番号 3092」へ繋ぐようお申し出ください。)